

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県久留米市三潴町清松378番地の1

氏名 サカイ工業株式会社

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代表取締役 坂井 綾

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

久留米市長 原 口 新 五



許可の年月日 令和 5年 9月 27日

許可の有効年月日 令和 10年 9月 26日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（破碎）：ガラスくず等（自動車等破碎物を除く。）、木くず、がれき類 以上3品目
以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

破碎施設：取扱品目 ガラスくず等、がれき類

設置場所 福岡県久留米市城島町大依字焼小豆63番

設置年月日 平成4年6月1日 処理能力 216t/日（8時間）

許可年月日 令和2年6月19日 許可番号 第112022号

破碎施設：取扱品目 ガラスくず等、がれき類

設置場所 福岡県久留米市三潴町清松字角田265番5

設置年月日 平成22年3月1日 処理能力 4.2t/日（8時間）

破碎施設：取扱品目 木くず

設置場所 福岡県久留米市三潴町清松字角田265番5

設置年月日 平成24年11月20日 処理能力 3.2t/日（8時間）

以下余白

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5年 9月27日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず久留米市環境部廃棄物指導課で行ってください。